

生協ちちぶケアステーション

夜間対応型訪問介護 運営規程

変更後

医療生協さいたま生活協同組合

生協ちちぶケアステーション 夜間対応型訪問介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合が設置・開設する生協ちちぶケアステーション(以下「事業所」という。)が行う夜間対応型訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の要介護の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、夜間(18時～翌朝8時)または利用者からの随時の通報に対応することより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回または随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復をめざすものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 生協ちちぶケアステーション
- (2) 所在地 埼玉県秩父市阿保町1-1-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
 - ・事業所の従業者および業務の一元的な管理
 - ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令
- (2) 面接相談員 1名以上(兼務可)
 - ・利用者の面接その他の業務
 - ・夜間対応型訪問介護計画の作成及び交付
- (3) オペレーター 5名以上
 - ・利用者様、ご家族様からの通報を随時受付、適切に対応
 - ・利用者様またはそのご家族様に対して、適切な相談及び助言
- (5) 訪問介護員等 サービスを提供するために必要な数以上
 - ・夜間対応型訪問介護計画に沿った夜間対応サービスの提供
(オペレーターからの要請を受けての利用者様宅の訪問含む)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日 18時～翌朝8時
- (2) サービス以外の受付時間

日・祝日及び12/30～1/3を除く、8時30分から17時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 夜間対応型訪問介護の内容は次のとおりとし、提供したサービスに応じ利用料金は介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

・夜間対応型訪問介護（回単位）

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、秩父市 横瀬町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、主治の医師、利用者家族および緊急連絡先に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理の対応)

第9条 夜間対応型訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した夜間対応型訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した夜間対応型訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した夜間対応型訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第10条 現にサービスの提供を行っているときに、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めなければならない。

- 2 利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとする。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。
- 4 事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、従業者への虐待防止の研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市村に

通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) 虐待防止のための研修 年1回以上
- 2 すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 3月 1日から施行する。
平成30年 1月 1日一部改定。
令和 3年 4月 1日一部改定。
令和 4年 2月 日一部改定。